

富山県障害者支援施設等に対するサービス継続支援事業費補助金（食料品等購入費等）  
交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）に定めるもののほか、富山県障害者支援施設等に対するサービス継続支援事業費補助金（食料品等購入費等）（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「障害者支援施設等」とは、別表に掲げるサービス等を行う障害者支援施設等をいう。

2 この要綱において、「定員」とは、令和8年8月1日現在において管轄する自治体に届け出ている定員数をいう。

（補助金の交付）

第3条 知事は、物価高騰等の厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための障害者支援施設等に対する緊急的な支援として食料品等の購入に対する補助を行うため、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（交付の対象等）

第4条 補助金の交付の対象は、次の各号に掲げる要件を全て満たす障害者支援施設等であって、知事が適当と認める者とする。

- (1) 令和8年8月1日時点において、稼働しており、入所者、入居者又は利用者に対しサービスを提供していること。
- (2) 補助金の申請日時点において、障害者支援施設等を廃止又は障害者支援施設等の全体を休止しておらず、かつ、その予定がないこと。
- (3) 富山県内に所在する障害者支援施設等であること。
- (4) 国、都道府県又は市町村から委託又は指定管理者の指定を受け運営する事業所等でないこと。
- (5) 国、県、市町村が交付する他の補助金等の対象経費でないこと。
- (6) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為を行っていないこと。

（交付する補助金の額）

第5条 交付する補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

（同意事項）

第6条 次の各号のいずれにも同意したものでなければ、補助金を交付しない。

- (1) 交付対象施設等の要件を満たしていること。
- (2) 交付のために提出した書類に虚偽がないこと。
- (3) 補助金の申請は、1 障害者支援施設等につき1回限りとする。
- (4) 申請者が富山県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、法人の役員が暴力団員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

(交付の申請)

第7条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和8年9月30日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業所・施設別申請額及び精算額一覧（様式第2号）
- (2) 事業実施計画書及び事業実績報告書（事業所単位）（様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定等)

第8条 知事は、前条の補助金交付申請書及び実績報告書の提出があったときは、当該補助金交付申請書及び実績報告書の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付の決定及び額の確定をし、当該補助金交付申請書及び実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 知事は、補助金の交付をした場合において、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 申請の取下げがあったとき。
- (2) 本要綱に違反したとき。
- (3) 虚偽又は不正の手段をもって補助金の交付を受けたとき。
- (4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、補助金を交付することが適当でないと認められたとき。

(調査)

第10条 知事は、補助金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

- 2 補助金の交付を受けようとする又は交付を受けた者は、前項の調査に協力しなければならない。

(帳簿の保管)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の交付決定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月17日から施行する。

別表（第 2 条及び第 5 条関係）

| 障害者支援施設等のサービスの種別                                                   | 交付額                         |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| ○短期入所（空床利用型除く）<br>○共同生活援助<br>○施設入所支援<br>○福祉型障害児入所施設<br>○医療型障害児入所施設 | ＜食費分＞<br>定員 1 名あたり 18,000 円 |